

令和 8 年度岐阜県立長良特別支援学校高等部(全日制普通科)入学志願者募集要項

1 入学定員

おって、岐阜県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）病弱者（学校教育法施行令第 22 条の 3）

- ア 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- イ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

（２）次のいずれかに該当する者

- ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）
- ウ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

3 教育相談

（１）当校に入学を志願する者は、出願前に当校の教育相談を受けること。

（２）相談期間は原則として令和 7 年 7 月 22 日（火）から 10 月 3 日（金）（午前 9 時から午後 4 時）までとし、事前に在学（出身）学校の校長から電話で当校に申し込む。

なお、出願を希望する者は、2（１）に該当することを証明する医師による診断書の原本及び障害者手帳がある場合にはその写しも速やかに提出するものとする。

4 出 願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、当校の入学願書に必要事項を記入し、出願前 6 か月以内に撮影した上半身の写真（縦 4 cm・横 3 cm）を所定の欄に貼付し、当校の校長が定めるその他の書類を添えて在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、10 に定める承認書（別記第 2 号様式）を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第 3 号様式又は別記第 4 号様式を選択して使用するものとする。ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

（２）出願の期間

ア 令和 8 年 2 月 4 日（水）から 2 月 6 日（金）まで。受付は毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 出願書類は、原則として直接持参するものとする。

（３）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1 回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和 8 年 2 月 9 日（月）の 1 日とし、受付は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第 5 号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

（ウ）在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

5 出願先

岐阜県立長良特別支援学校

住所 〒502-0071 岐阜市長良 1 2 3 7 番地 1

電話 058-233-7418 FAX 058-233-7978

6 検査等の実施

(1) 検査等の内容

ア 学力検査等

受検者の病状・障がいの程度等によって、次の3通りとし、受検型は事前の教育相談により、決定する。

I 型 国語、数学

II 型 国語、数学

III 型 個別検査

イ 個別面接

I 型又はII 型で受検する者のみ実施する。

(2) 検査等の期日

令和8年2月12日(木)

(3) 検査等の日程

時 間	I 型	II 型	III 型
9 : 0 0 ~ 9 : 1 0	受		付
9 : 1 5 ~ 9 : 2 5	諸		連 絡
9 : 3 5 ~ 1 0 : 0 5	学力検査（国語）		個別検査
1 0 : 1 5 ~ 1 0 : 4 5	学力検査（数学）		
1 0 : 5 5 ~ 1 1 : 2 5	個別面接		

(4) 検査等の場所

岐阜県立長良特別支援学校

(5) 検査当日は、保護者同伴とする。

(6) 携行品

ア I 型受検者

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規、上履き

イ II 型受検者

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、上履き

ウ III 型受検者

受検票

7 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

8 合格者の発表

令和8年2月19日(木)午前9時に、合格者の受検番号を正面玄関に掲示して発表する。また、在学(出身)学校の校長に可否の結果を通知する。

9 入学予定者説明会

令和8年2月19日(木)午前9時30分から11時まで当校にて実施する。

10 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を当校の校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

11 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日（金）までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

12 入学者選考に係る情報の提供

調査書及び学力検査の得点については、受検者本人から情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

（1）調査書情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち会うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、岐阜県立長良特別支援学校とする。
- エ 請求ができる期間は、令和8年4月1日から1年間とする。
- オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

（2）学力検査得点情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち会うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、岐阜県立長良特別支援学校とする。
- エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする。
- オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とする。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

13 学力検査問題等に係る情報の提供

入学者選考検査における学力検査問題等に係る情報の提供については、在学（出身）学校の校長からの情報提供を希望する旨の電話連絡を受け、所定の手続きに従って、情報提供できるものとする。

14 入学者選考検査当日の欠席等の連絡

入学者選考検査当日に体調不良等の理由により欠席、あるいは遅刻をする場合、8時15分までに下記連絡先に在籍校の学校長が電話連絡をすることとする。

連絡先

岐阜県立長良特別支援学校

校長 井原 誠 TEL 058-233-7418

※出願書類について

教育相談が終わられた方の入学願書については、12月1日頃在学（出身）学校へ送付します。

また、調査書A（別記第3号様式）、調査書B（別記第4号様式）、岐阜県立特別支援学校出願承認書（別記第2号様式）については、中学校または特別支援学校で作成する書類ですので掲載しません。

不明な点は当校にお問い合わせください。

岐阜県立長良特別支援学校 高等部主事 寺澤 康德

TEL 058-233-7418